

困 つ た な あ

卷之二

佐々木知子の
法律相談



佐々木 知子
ささきともこ

弁護士
帝京大学法学部教授

妹が遺した不動産のことで
頭を悩ませています…。

5年前に亡くなつた妹の遺した不動産で、実は困つたことに

ず、取りあえず4分の1ずつの
共有名義にしました。

ています。おまけに2年前、すぐ下の弟が70歳で亡くなり、その妻と子供が法定相続分どおりに共有とし、大変複雑な名義権成となりました。

もう5年経つのですね。優しくて人望のあるすてきな女性でした。彼女が大変気に入っていたマンションを、仲の良かつたきょうだい4人で共有にされたとは聞いていましたが、実は少し心配していました。

共有は結局たいていうまくいかないのです。おっしゃるように維持費の支払いの問題もあるし、実際の管理負担の問題もあります。おまけに共有者の誰かが亡くなるとその相続も発生して、より複雑なことになります。

皆さん高齢で借入人は難しいし、それぞれ持ち家もあるので、いから思ひ入れのある物件でも必要はないでしょう。皆さんの子供さんで、今からマンションを購入したいという方がいれば一番良いのでしょうか。そういう方、いませんか？ 血縁に住んでもらうことになれば、彼女も喜ぶことでしょう。

価格が参考になります。もしその
価格で皆さん方が折り合えば、こ
れまでに支払い済みで回収のでき
ない維持費をまずは支払って
もらつて、その余りを共有持ち
分に従つて分割するのが理想です
が、そううまくいきますか。

誰も買い手がいなければ、不
動産業者を通して売却に出し
た上、売却金から費用を引いて、
そのように分割していくことにな
りますが、いずれにしても売却
には共有者全員の同意が必要で
す。誰かがまだ売らないとか言
い張ればできないのです。もとも
と仲の良いごきょうだいだったの

もちろん貸すことも選択肢ですが、維持費問題の他に賃料や修繕費をどうするかといった問題が生じます。どうにもならないければ共有物分割訴訟を起こす手がありますが、それは最後の手段に。できれば話し合いで解決したいですよね。心優しい彼女だったので、今こういう形で皆さんのが心労になつていると知れば、本当に悲しむことと思います。